

## 水戸地方裁判所委員会（第12回）議事概要

- 1 開催日時 平成20年5月14日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所南館
- 3 出席者 （委員）  
小田部卓，春日偉知郎，加藤新太郎，河村潤治，久保浩，小鷹美代子，坂口公一，寺崎久哲，野口芳男，真山淑枝，横田由美子，渡邊昭（敬称略）  
（事務局等）  
萩原篤志事務局長，中野正男民事首席書記官，  
繁田隆志刑事首席書記官，長瀬光信事務局次長，  
田中正明民事次席書記官，吉川哲明刑事次席書記官，  
畠山英樹総務課長，竹村彰修総務課課長補佐

### 4 議事概要

#### （1）全体概要

ア 平成20年4月1日付けで任命された新任委員（久保浩，坂口公一）から自己紹介が行われた。

#### イ 南館に関する報告

裁判員裁判用に新しく建設した南館について，案内したうえで，NHKでテレビ放映された開庁式（2月12日実施）の様相を録画したビデオを上映することにより，委員会に報告した。

ウ 「マスコミから見た茨城県の現状と課題」について，小田部委員からプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションの要旨は，「茨城県の現状をみると，日立・東海・つくば・鹿島の産業集積地帯を持つ産業大県であり，陸・海・空の広域交通ネットワークの整備も進んできている。その一方で豊かな自然と首都圏に近いという地理的条件を生かして，首都圏の食糧供給基

地としての農業大県という側面も持ち合わせている。しかし、県南を中心に人口が増加し、県北の中山間部では過疎が進み、限界集落が出現するなど住民の高齢化が進んでおり、この傾向は今後ますます拍車がかかるだろう。この課題を克服するには研究機関と製造業、異業種交流など「交流と連携」を進め、中山間地域の元気を保ちながら持続的な社会の調和を維持する仕組みを作ることが必要だろう。誰がどのような形で「交流と連携」を仕掛けていけばよいのだろうか。」というものであった。

引き続き茨城県内の訴訟事件数等について、坂口委員及び河村委員から「民事事件については、不動産執行事件と行政訴訟事件が全国に比べて多く、特に行政訴訟事件は県南で多い傾向にある。刑事事件については全国的に減少しており、茨城県も減少傾向にあるが、県南地区は重大事件が多い。茨城県の刑事事件の特徴として重大事件が多い印象を受ける。」との報告があった。

これらの報告に基づいて「茨城県の現状と課題」について、司法との関わりを含めて意見交換を行った。

## エ 事務局からの報告

(ア) 裁判員制度に関する広報行事及び当該行事の新聞記事への掲載状況

- ・ 前回の地裁委員会（平成19年11月21日実施）から現在までに、裁判員制度に関する講演を19回、広報用映画の上映会を4回、模擬裁判及び模擬評議を4回実施した。その他、憲法週間行事の一環として裁判所ガイドツアーの実施（5月13日）や、法テラス茨城との共催で自治体で相談業務を担当している方を対象としたセミナーの開催を予定している。

今後、県民の方に参加していただき、裁判員裁判を体験していただくための模擬裁判を6回予定している。

裁判員制度の施行日が決まって以来、講演の依頼が増えてきている。

・裁判員制度等に関する行事については、新聞報道・ニュース放映されることにより一層の広報効果が上がるが、昨年度はその前の年度と比較すると、報道される回数が飛躍的に増えており、一定の成果を上げていると考えている。

#### (イ) 裁判記事の掲載状況

どれくらいの記事が掲載されているかをサンプリング調査した。

平成20年1月から3月までに読売新聞の茨城版と茨城新聞に掲載された裁判記事を調べたところ、読売新聞については1月が7件、2月が9件、3月が8件であった。茨城新聞については、1月が5件、2月が11件、3月が10件であった。

#### (ウ) 裁判員制度関係の広報活動

裁判員制度関係の広報活動として、新しい裁判員制度の広報用映画「審理」の予告編を上映することにより、委員会に報告した。

### (2) 意見交換の概要

マスコミからみた茨城県の現状と課題 - 司法との関わりにも及ぶ

- ・ 茨城県は可能性のある県であるが、県民性として工夫や宣伝が苦手な印象を受ける。
- ・ 「民でできることは民で」と言われているが、いろいろな面で団塊の世代をうまく使うことが大事なのではないか。
- ・ 中高年の世代が若者を先導して、地域の活性化を進める必要がある。
- ・ 優れた産業技術を有効に利用するためには、茨城県内だけでなく他県と連携することも考えた方がよい。
- ・ 茨城県を元気にするにはマスコミの影響が大きいのではないか。元気な報道をみることにより、そこからヒントを得て知恵がひらめくのではないか。
- ・ 農業県からの転換を迫られて、右往左往しながらこれからどうしようと

しているのが茨城県の現状ではないか。

- ・ 高齢者の役割が少なくなり、地域社会でコミュニケーションがとれていないように見受けられる。県北地域は優秀な要素を持っているのだから、国や行政が呼びかけて地域の活性化を進めていった方がよい。
- ・ 大企業と中小企業間で交流を持つべきである。
- ・ マスコミの役割として、問題提起と同時に提案もしていくような情報発信をするべきである。
- ・ 水戸管内の裁判所が平成19年度に取り扱った事件数でみると、全国50の地方裁判所の中で、民事訴訟は18位、刑事訴訟は12位、不動産執行事件は8位、破産事件は19位であった。人口は全国で11位であるから、刑事訴訟はそれに近い順位である。民事関係事件は経済活動や経済状況にもよるが、大体上位3分の1には入っている。
- ・ 茨城県は市街地が点在しており、道路が多く、人の出入りが激しいことが犯罪に結びついているのではないか。
- ・ 茨城県は未解決の重大刑事事件が多いように見受けられる。関係各署が連携して解決しなければならない。
- ・ つくば市や守谷市は人口が増加しており、潜在的な事件数は多いと思われるが、弁護士が少ないためリーガルサービスが受けられない地域になっているのではないか。
- ・ 茨城県弁護士会の弁護士数は、人口割合からすると47都道府県中、下から2番目である。
- ・ 鹿行地区に法律事務所ができて以来、麻生支部では事件数が増加していることから、弁護士のニーズはあってもアクセスすることができていない状況なのではないか。
- ・ 茨城県内の企業や地方公共団体の中には、東京の弁護士に代理人を依頼するケースも多いので、もっと地元の弁護士に依頼をして欲しい。

- ・ 弁護士はリーガルサービス供給のあり方に危機意識は持っているが、広告を出している人は少ない。
- ・ 弁護士というと遠い存在に感じられ、駆け込みにくい状況である。弁護士と住民の間に乖離があるのではないか。弁護士を身近に感じ、相談しやすいシステムが作られることが必要である。

## 5 次回期日

(1) 平成20年11月12日(水)午後1時30分から

(2) 次回意見交換テーマ

ア 法科大学院における法曹養成の現状と問題点について

イ その他